

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領

1 民間事業者の選定概要

2に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第36条第3項に基づき、森林経営管理法第36条第2項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。

希望する民間事業者には、森林経営管理法施行規則第33条第1項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、垂水市が定める選定委員会が審査を行い「採用事業者」を決定します。

2 経営管理実施権設定候補森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	樹種	林齢
垂水市田神後平 1228-292	31 サ 4 ア 31 サ 5	山林	0.61	スギ	50
垂水市田神後平 1228-288	31 サ 4 ア 31 サ 4 ウ	原野	0.21	スギ	50
垂水市田神後平 1228-577	31 サ 4 ア 31 サ 5	原野	0.02	スギ	50
垂水市田神後平 1228-294	31 サ 5	原野	0.22	スギ	50

3 スケジュール

令和4年6月9日(木)	募集開始(垂水市ホームページに掲載)・企画提案書受付開始
令和4年7月8日(金)	企画提案書受付締切
令和4年7月中旬～下旬	審査
令和4年8月上旬	選定・結果通知
令和4年8月中旬～下旬	経営管理実施権配分計画の作成・公告

受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分とします。

受付場所は、垂水市役所2階 農林課 林務耕地係とします。(垂水市上町114番地)

募集の内容に関する質問は、受付時間内に書面を持参するか、FAX又は電子メールにより提出してください。(質問提出期限：令和4年6月28日(火))

FAX：0994-32-6625 E-mail：t_rinmukouchi@po.city.tarumizu.kagoshima.jp

4 提出書類

次の書類を取りまとめのうえ、正本1部・副本1部(副本はコピー可)を、事前連絡のうえ持参提出してください。

なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。

○企画提案書(別記様式1、別記様式2)、見積書様式

添付書類 ① 企画提案書の見積書に関する根拠資料

② 森林経営管理法第36条第1項の規定による公募に応募した資料の写し

5 その他

(1) 経営管理実施権の設定にかかる諸条件については、該当する経営管理権集積計画を参照ください。

(2) 森林保険の付保率は、30%とします。

(3) 企画提案書等の様式は、下記URLに掲載していますので必要に応じてダウンロードしてください。

<http://www.city.tarumizu.lg.jp/rinmu/kurashi/sangyo/ringyo/ringyo/zouyozeisito.html>

垂水市トップ > 暮らしの情報 > 産業・労働・定住 > 林業 > 森林経営管理制度及び森林環境譲与税について

企画提案書の作成に関する確認事項

企画提案書の作成については、経営管理権集積計画で定めたとおりですが、その他詳細については、以下のとおりとしますのでご留意ください。

- 1 森林の経営管理実施権は、令和9年3月31日までとする。
- 2 森林の施業は、経営管理実施権の存続期間中に利用間伐を1回行うこととし、その間伐方法は定性間伐を原則とする。
- 3 間伐の実施については、「鹿児島県育林技術指針（平成18年11月鹿児島県林務水産部）」に基づき、収量比数0.7を基準として本数調整を行い、過度な伐採は控えることとし、害虫や気象害の予防のため、原則年1回の森林巡視を行うものとする。また、何らかの問題等が生じた場合は、速やかに市に報告するものとする。
- 4 間伐を行う森林については、速やかに森林保険に加入することとし、その付保率等については、乙丙協議の上、決定すること。
- 5 木材搬出路の作設等については、「森林伐採・搬出・更新のてびき（平成24年2月鹿児島県環境林務部）」に基づいて行うこととし、森林の公益的機能の低下を招かぬよう十分留意すること。
- 6 地域の市道や林道等の使用については、地元車優先に留意すること。
- 7 その他の事項については、経営管理権集積計画の共通事項に基づき、甲乙協議して定めるものとする。